

1 監査計画の趣旨

この監査計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）及び平戸市監査基準（以下「監査基準」という。）等の規定に基づいて、監査委員が実施する監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）に関し、監査基準第7条第1項の規定に基づき、当該年度の監査計画について必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

監査委員は、法第195条第1項の規定により設置された独立の執行機関として市民の負託を受け、公正で効率的な行政運営を確保するため監査等を実施する。

監査等を執行するにあたっては、常に公正不偏の態度を保持し、法令に定められた権限に基づき違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置き、本市事務事業の合規性、正確性、経済性、効率性の確保を目指すものである。

【合規性】 予算、法律・条例・要綱等又は契約書等に基づき適正に処理されているか。

【正確性】 帳簿類や各種伝票の計数等に誤りはないか。

【経済性】 最少の経費で目的が達成できているか。

【効率性】 効率的に最大の効果やサービスを提供できているか。

併せて、監査対象課におけるリスク（組織目的の達成を阻害する要因。）や過去の監査結果、監査結果の措置状況等も十分考慮するものとする。

3 重点監査等の項目

（1）収入に関すること

ア 収入事務が適法・適正に行われているか。

イ 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

（2）支出に関すること

ア 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。

イ 予算目的に反する支出はないか。

ウ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

エ 契約の方法及び内容は適正か。

（3）庶務関係事務

ア 公印の管理状況

イ 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

ウ 文書の処理、整理保存状況

（4）補助金等関係

ア 補助金交付要綱等は整備されているか。

イ 補助金の交付申請、交付決定、交付確定、実績報告、請求及び精算手続きが適正に行われているか。

4 監査等の種類

(1) 監査

ア 財務監査（定期監査） 法第 199 条第 1 項及び第 4 項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。なお、対象事務事業年度については、当該年度事業も考慮しながら基本的には前年度事業及び前々年度事業を対象として実施する。

イ 行政監査 法第 199 条第 2 項

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。なお、対象事務事業年度については、当該年度事業も考慮しながら基本的には前年度事業及び前々年度事業を対象として実施する。

ウ 財政援助団体等監査 法第 199 条第 7 項

補助金、交付金及び負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを監査する。なお、対象事務事業年度については、当該年度事業も考慮しながら基本的には前年度事業及び前々年度事業を対象として実施する。

(2) 検査

ア 例月現金出納検査 法第 235 条の 2 第 1 項

会計管理者及び公営企業管理者等が保管する現金の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを毎月検査する。

(3) 審査

ア 決算審査

市長から審査に付された一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算その他関係諸表等をもとに決算内容を審査し、市長に対して審査意見書を提出する。

○一般会計、特別会計決算審査 法第 233 条第 2 項

歳入歳出決算書その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算が適正かつ効率的に執行されているかを審査する。

○公営企業会計決算審査 公企法第 30 条第 2 項

決算書その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、経営成績及び経営状態について審査する。また、経営の基本原則に基づいて、事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを審査する。

イ 基金運用状況審査 法第 241 条第 5 項

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適正かつ効率的に行われているかを審査する。

ウ 健全化判断比率審査 財政健全化法第 3 条第 1 項

財政健全化法に基づき算定された「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の 4 つの健全化判断比率が法令等に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを審査する。

エ 資金不足比率審査 財政健全化法第 22 条第 1 項

財政健全化法に基づき算定された該当の特別会計及び公営企業会計の資金不足比率が法令等に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを審査する。

5 監査等の日程計画

(1) 監査

ア 財務監査（定期監査）

対象課をおおむね 3 年で一巡するよう計画して実施する。

No	対象課	監査期間	公表時期
1	生月支所	4 月下旬	9 月
2	田平支所	5 月上旬	9 月
3	大島支所	5 月上旬	9 月
4	健康ほけん課	10 月上旬	12 月
5	水道局	10 月下旬	12 月
6	病院局（市民病院・生月病院）	11 月中旬	3 月
7	会計課	12 月下旬	3 月

※令和 6 年度に実施した商工物産課、文化交流課、こども未来課の監査公表を 6 月に実施する。

イ 行政監査

- ・財務監査（定期監査）と同時に実施する。
- ・平戸市準公金等取扱事務処理要領（平成 24 年平戸市訓令第 4 号）に基づき、準公金及びそれ以外の現金（会費等）の管理状況について、実施する。

ウ 財政援助団体等監査

No	対象団体	監査期間	公表時期
1	平戸市シルバー人材センター	1 月中旬	3 月

※対象課（団体）及び監査期間は、監査計画時点でのおおまかな予定であり、対象課（団体）の事業進捗や他の監査等の執行状況により、繰上げ又は繰り下げて実施する場合がある。

(2) 検査

例月現金出納検査

一般会計、特別会計（8 会計）及び公営企業会計（3 会計）について、毎月 20 日から月末までの間に実施する。

(3) 審査

区分		審査期間
決 算 審 査	公営企業会計	6月上旬～8月上旬
	一般会計・特別会計	7月上旬～8月上旬
基金運用状況審査		7月下旬～8月上旬
健全化判断比率審査		7月下旬～8月上旬
資金不足比率審査		7月下旬～8月上旬

6 監査等の実施体制

監査等は、監査委員（2名）で実施し、補助者として監査委員事務局職員が従事する。

7 監査等の実施方法

(1) 監査委員による監査等

ア 資料に基づく監査等

対象課から提出された資料に基づき、監査等を行う。

イ 簿冊等に基づく監査等

対象課から提出された簿冊等に基づき、監査等を行う。

ウ ヒアリング（説明聴取）

必要な者に対してヒアリングを実施する。

エ 現地監査

必要な施設等に対して現地監査を実施する。

8 口頭講評、弁明及び見解等の聴取

監査等の実施後、講評事項をとりまとめ、対象課に対し、口頭講評を実施する。その後、口頭講評事項に対する弁明及び見解等を聴取しながら、監査等の結果を作成する。

9 監査等の結果

(1) 監査

ア 提出及び公表

口頭講評、弁明及び見解等の聴取後、速やかに監査の結果に関する報告を決定するとともに市長等に対し提出及び公表（ホームページ）する。なお、監査の結果に関する報告を作成する際は、必要に応じて報告書に添えて意見を提出することができる。また、当該報告のうち特に措置を講じる必要があると認める事項については勧告することができる。

イ 措置の公表

監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたことについて、市長等から通知があったときは速やかに公表（ホームページ）する。

(2) 検査

例月現金出納検査の結果については、市長及び議長に対し報告する。

(3) 審査

一般会計・特別会計及び公営企業会計決算、基金運用状況審査、健全化判断比率審査及び資金不足比率審査の結果に関する意見について、市長に提出する。